

## 2015 年度提言

福岡県弁護士会会長  
齊 藤 芳 朗 殿

2016（平成28）年1月5日  
福岡県弁護士会 地域司法計画推進室  
室 長 前 田 豊

### 提 言

#### 第1 はじめに

地域司法計画推進室は、平成27年度、当推進室が企画・実施した地域司法連絡協議会において協議を重ねた結果、そこで得られた知見に基づき、裁判員裁判制度について、以下のとおり提言をする。

裁判員裁判制度は、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」ことから、「広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである」（司法制度改革審議会意見書）との提言により制定されたものである。施行後6年が経過し、裁判員裁判においては、従来の「調書裁判」から「口頭主義・直接主義の徹底」への方向へと大きく転換がはかられ、その傾向は裁判員裁判以外の裁判にも広がっている。しかし、裁判員裁判制度はいまだ発足したばかりであり、制度に対して検討を加え、「我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講じる」（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第8条）ことは喫緊の課題である。とりわけ、公判の形骸化を招き、裁判員を単なる「お客様」の地位に止まらせることになりかねないようだ、それは裁判員制度の失敗を意味する（秋田真志「弁護人から見た裁判員裁判」法の支配No.177）から、この時点において、制度の本旨に沿った検討と改革が強く望まれる。

そこで今回は、裁判員裁判制度の改善点のうち、裁判員への制度の周知に関する提言、公判前整理手続への関与に関する提言及び守秘義務のあり方に関する提言を行う。もとより、その前提として、弁護士会が刑事裁判における弁護人の資質と技術の向上に格段の意を払い、そのための研修などを充実させるべきことはいうを待たない。

第2 裁判員裁判への関与のあり方に関する提言内容及び理由（提言1、2）

1 事前のハンドブック交付及び質問の機会の設置（提言1）

(1) 事前のハンドブック交付等

福岡県弁護士会は、刑事裁判の目的及び基本原則、刑罰を科すことの意義、裁判員裁判制度の趣旨・目的等、刑事裁判に裁く側として関わる意味が分かるもの並びに裁判員裁判の手続（公判前整理手続の意義や、内容についての解説を含む）等について解説したハンドブックを作成し、裁判員候補者からの要望を受けた場合には、速やかにハンドブックを交付する体制を整える。また、上記ハンドブックと同じ内容を簡潔に説明する動画をインターネット上で配信し、広く閲覧に供する。

さらに、裁判所に対しても、裁判員候補者予定者名簿に記載された者への通知とともに、裁判所作成の裁判員ハンドブックを送付したりする等の対応をとるよう要請する。

(2) 裁判員裁判についての質問の随時受付窓口の設置

福岡県弁護士会は、裁判員等選任手続に呼出しを受けた裁判員候補者が、裁判員裁判に関連する事項について、電話やメール等を通じて、匿名で気軽に相談できる窓口を弁護士会内に設置する。

2 裁判員の実質的な裁判への参加を担保する公判における方策（提言2）

(1) 公判前整理手続等の過程の説明

裁判所は、裁判員に対し、対象事件に関して公判期日開始前に行われる公判前整理手続の過程を説明するとともに、その説明の過程で、当初、存在した証拠についての一覧表（証拠等関係カード等）も示すようにする。

(2) 証拠調べに関する質問、意見

裁判員は、公判のいかなる段階においても、証拠採用を含む証拠調べ手続に関し、裁判官及び当事者（検察官又は弁護人）に対して質問を行い、また、裁判官に対し証拠採用を含む証拠調べ手続に関し意見を述べる権利を有することとする。裁判所は、裁判員に対し、このような質問、意見ができることを説明・教示しなければならない。

### 3 提言理由

#### (1) 総論

ア 「裁判員裁判」について議論を行うなかで、市民の間には、裁判員として刑事裁判の一翼を担うことに不安を感じている人が多いことが明らかになった。すなわち、裁判員は「人の罪を裁く」という刑事裁判に関与することを真摯に受け止め、その職務を誠実に果たそうとしていることが実感された。そして、職務を誠実に果たそうとすればするほど、裁判員の心の中には、「自分のような素人が人を裁いていいのだろうか」という疑問が芽生えている。裁判員の疑問や不安を解消するためには、刑事裁判における裁判員の役割を明確に示すことが必要であると考えられる。

裁判員の役割を明確にするためには、「刑事裁判に市民の感覚を反映させる」などという抽象的な説明では足りず、刑事裁判の意義、目的、国民の意見を反映させる必要性などを、刑事裁判の歴史的、比較法的な視点も入れて説明し、理解していただくことが必要である。

イ 裁判員制度の導入に当たっては、裁判員になるべく負担をかけないようにとの配慮から、「公判前整理手続」が導入され、公判廷における審理を計画的かつ集中的に実施することになった。

公判前整理手続を経ることによって、証拠関係が整理され、裁判員は整理された証拠を基に判断をすることになる。それはいわば、法曹三者がお膳立てした証拠に基づいて、裁判員に判断してもらうものである。

しかし、公判前整理手続に関与した法曹三者と裁判員との間には、情報の大きな格差が生じており、そのような状況下で、裁判員に適切な判断を求めることが適切であるかは疑問の余地があるところである。公判前整理手続に関与した法曹三者と裁判員の情報の格差を少なくするための制度を構築する必要がある、具体的には、公判前整理手続との連続性を認識してもらうこと、公判審理中に、立ち止まって証拠関係を検討し、審理に必要な証拠についての意見を述べるなどの機会を与えること、といった点である。

#### (2) 提言 1 (1)、(2)について

裁判員裁判制度施行後 6 年を経過しているものの、我が国の法教育が十分でないことから、殆どの裁判員は、刑罰、刑事裁判の目的及び基本原則、裁判員裁判制度の趣旨・目的等について理解できないまま、裁判員裁判に関与することになる。裁判員は自分たちが何を求められ、どのような判断をすればよいのが十分には理解できず、不安な気持ちで裁判

## 2015 年度提言

に臨むことになる。裁判員が刑事裁判の歴史的背景、比較法的視点などを踏まえた、自分の果たすべき役割についての知識（いわば、裁判員裁判における自分の立ち位置）を得ておけば、安心して審理に臨み、評議に参加して意見を述べることが可能となる。

そこで、裁判員に上記事項についての理解を深めてもらうため、提言 1 (1)、(2)のとおり、

① 福岡県弁護士会は、独自に若しくは裁判所と協力して、裁判員候補者に対し、刑事裁判の目的及び基本原則、刑罰を課すことの意義、裁判員裁判制度の趣旨・目的等、刑事裁判に裁く側として関わる意味が分かるもの並びに裁判員裁判の手続（公判前整理手続の意義や、内容を含む）等について解説するハンドブックの交付やインターネット上の配信動画を利用し、また裁判所に対しても、裁判員候補者予定者名簿に記載をされた者への通知に際して、「裁判員ハンドブック」の交付を促すことにより、公判の最初の段階から有意義に関与することができるようにするとともに、

② 裁判員等選任手続に呼出しを受けた裁判員候補者が、裁判員裁判に関連する事項について、電話やメール等を通じて、匿名で気軽に相談することができる窓口を弁護士会内に設置する

ことを提言する。

### (3) 提言 2 (1)について

本協議会において、多数の市民メンバーから、裁判員裁判が始まる前に、法曹三者で相当長期間にわたり、事前打合せ及び公判前整理手続が行われ、裁判が始まる時には争点や証拠調べの方法等の検討は終わっており、裁判員は「手続全体の後半部分にしか関与できていない」ことを知り、驚いたとの意見が出された。そして、裁判員には、法曹三者と同様、最初から手続に参加させるべきではないかとの意見も出された。

確かに、裁判員を参加させずに公判前整理手続を行い、争点を明確にし、証拠を整理することは、その後の審理を充実させることに役立つし、裁判員の負担を軽減することになる。他方で、裁判員が、公判前整理手続において、どのようなやり取りがなされ、どのような経過を経て証拠が整理されたかを知ることは、事実を判断する際の一つのバックボーン（背景事情）となる。例えば、情状を判断するとき被告人の幼少の頃の事情が問題となることがあるが、公判廷に出された証拠が全てなのか、他にもあるが何らかの理由で提出されていないのかによっては、判断が異なる場合があり得る。そのような事情の存否を確認することによって、

## 2015 年度提言

裁判員は自信をもって自分の意見を述べることができることになる。

そこで、裁判員に対して、事前に公判前整理手続を経ていること、証拠整理の過程を経ていること等を説明し理解してもらうため、提言 2 (1) のとおり、裁判所が、裁判員に対し、公判期日開始前に公判前整理手続等について説明を行い、当初、存在した証拠の標目を示し、証拠の取捨選択が行われたことを説明することを提言する。

なお、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）においては、その 6 条で、①事実認定、②法令の適用、③刑の量定の 3 点については、裁判官及び裁判員の合議によるものとされており、公判前整理手続が除外されているが、立法過程では違法収集証拠か否かや自白の任意性の有無が問題となる場合には裁判員の関与する公判期日で行うべきであるとの意見もあつたうえ、運用にあたっては裁判員の関与を求める意義を殊更に奪うことがないように留意しなければならないとの指摘もあり(池田修「解説裁判員法」98 頁)、公判前整理手続に関して全く裁判員が関与できないと定められているわけではないと解される。

### (4) 提言 2 (1)を実施する上での法的問題

公判期日において明らかにされなければならないとされている「公判前整理手続の結果」(刑事訴訟法 316 条の 3 第 1 項)とは、結果のみならず、経過も明らかにするものであると考えられている。もっとも、公判前整理手続の結果を明らかにする方法は、公判前整理手続調書を朗読するか、その要旨を告げる方法で行われる(刑事訴訟規則 217 条の 29)。したがって、公判前整理手続において証拠調べ請求されていた証拠については証拠の標目を示すことも運用上可能であるように思われる。しかし、現時点ではそのような運用は行われていないため、まずはそのような運用を裁判所に対して求めるとともに、裁判員に対しても、裁判員が望めば、証拠調べ請求されていた証拠の標目を見ることができるといった知識を広めていくことが必要となる。

他方、証拠調べ請求されていない類型証拠や主張関連証拠等について同様に裁判員に教示するには、公判前整理手続調書に記載されない限り証拠の標目を示す法的根拠を欠くため、法改正が必要である。

### (5) 提言 2 (2)について

現在の裁判員裁判においては、裁判員は、公判廷に顕出された証拠のみで判断することを求められ、審理の途中で、公判廷に顕出されていない証拠を検討したいと考えても、そのような機会は認められておらず、裁判官に対して、意見を述べることもできない。しかし、「市民の常識を

## 2015 年度提言

裁判に反映させる」のであれば、「市民の常識に基づく証拠調べの機会」を認めてこそ、裁判員が積極的に裁判に参加し、責任をもった主体的な判断を行うことができる。裁判員は「人を裁く」という重大な責任を負わされる一方で、その主体性は十分に保障されているとはいえない。このことが一般市民の裁判員裁判への参加意欲の低下、ひいては裁判員制度自体への消極的評価につながっていくことも考えられる。

審理の途中で、裁判員が、証拠採用を含む証拠調べ全般について、当事者（検察官又は弁護士）に対する質問及び意見を述べることができる手続（例えるならば踊り場的な場面）を設けることにより、裁判員が、疑問や不満を解消しながら納得のいく議論、判断を行うことが可能となる。そのような趣旨から、提言 2(2)を提言する。

### (6) 提言 2(2)を実施する上での法的問題

裁判員には、①事実の認定、②法令の適用、③刑の量定にかかる合議に関与する権限しかない（裁判員法 6 条 1 項）。

したがって、裁判員が証拠調べについての意見を述べるようにするためには法改正が必要である。また、質問権の付与についても、起訴状一本主義の趣旨を損なわないための配慮も必要であり、法改正がなされる必要があるものと思料される。

## 第 3 守秘義務に関する提言内容及び理由（提言 3）

### 1 裁判員の守秘義務に関する負担軽減（提言 3）

- |   |
|---|
| <p>(1) 国に対しては、裁判員の守秘義務の範囲を明確化するため、裁判員法第 70 条所定の「評議の秘密」及び「その他職務上知り得た秘密」につき、具体的にどのような事項が守秘義務の範囲に含まれるかを裁判員法あるいは同法規則に限定的に定めるよう求める。</p> <p>(2) (1)の裁判員法第 70 条の守秘義務範囲明確化の前後を問わず、</p> <p>① 裁判員が、裁判員裁判について、判決確定後、自己が経験したのも含め、相互に自由に意見を交換し、感想を述べ合うことができるようにする。そのため、この意見交換の場でも出された発言に関し、裁判員経験者に対し、守秘義務違反の責任を問わない運用を求める。</p> <p>② 裁判員制度の検証・改善のための意見交換会における、裁判員経験者による裁判員裁判についての意見交換や感想の表明については、裁判員経験者に対し、守秘義務違反の責任を問わない運用を求</p> |
|---|

める。

- (3) 福岡県弁護士会は、裁判員制度の検証・改善のための、裁判員経験者を含めた市民が開催する、裁判員裁判に関する意見及び経験を発表・交換する意見交換会の開催を積極的に支援する。

## 2 提言理由

### (1) 提言 3(1)について

裁判員経験者を含む市民に対し、現在の裁判員（裁判員経験者を含む。以下同様。）に求められている「守秘義務」の内容について説明し、さらに、裁判員経験者には守秘義務についてどのように感じているかを報告してもらった。それらを踏まえて、市民としての意見を求めたところ、守秘義務内容を広範にとらえ、裁判員になったという事実すら口外できないと判断している人がいるとの意見も出された。さらに、守秘義務を過度に厳格に解釈し、誤解してしまうことから、裁判員として経験したことを他人に一切話せないと思っていること、及びそれ自体が精神的苦痛に繋がっているのではないかとの意見も出された。

裁判員に課される守秘義務の対象である秘密については、「構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数」と定義されているが（裁判員法 70 条）、具体的にどのような事項が「評議の秘密」として守秘義務の対象であるかは明確とはいえない。

このように裁判員の守秘義務の範囲が明確でない理由は、裁判員法 9 条 2 項で国家公務員法 100 条（秘密を守る義務）にならう形で、「第 70 条 1 項に規定する評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定されていることが原因の一つと考えられる。その結果、裁判員裁判を経験したことすら守秘義務の対象となると考えられていることなど、非常に広範な事柄が守秘義務の対象になるとの誤解を生む原因となっていると考えられる。

なお、現行のような守秘義務が設けられた理由の一つとして、守秘義務を設けることにより、周囲からむやみに意見を求められても拒絶することができること、及び開示した情報によって裁判員が非難や報復にあらう危険を回避できる（いわば、裁判員自身を守る）目的があると、公式には説明されている。しかし、自分自身をどのように守るかの判断は、各裁判員に委ね、裁判員が自分自身の経験や意見を述べるに限ってはこ

## 2015 年度提言

れを明らかにすることが許されてもよいのではないか、との意見も出された。

しかし、立法過程では、守秘義務の期間の限定、守秘義務の内容の限定及び自己の意見の公表は許すべきなどの意見があったほか、衆参両議院の法務委員会で附帯決議がなされ、参議院法務委員会の附帯決議では「守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう広く国民に説明するよう努めるべきこと」とされた。

このような諸意見に鑑みると、裁判員がどのような点に関し守秘義務を負っており、反対にどのような点であれば積極的に開示することができるのかにつき明らかにする必要がある、そのためには条文ないし下位の法令で明確に定め、裁判員の負担を軽減するべく法改正を行うことを提言する。

### (2) 提言 3 (2)、(3)について

市民メンバーからは、裁判員は、裁判員としての経験やその経験を通して得られたノウハウを、今後裁判員として選任される可能性のある市民に対し、伝えていきたいと考えるのではないかと意見が出された。また、裁判員を経験していない市民の立場からしても、裁判員の経験を聞く機会が全く無く、経験が引き継がれることが無いことから、裁判員制度がそれほど市民の間に浸透していないのではないかと、この意見も出された。

裁判員制度は、制度が開始してはまだ6年程度と若い制度であり、この制度をよりよいものに改善していくためには、運用面も含め、多方面で現行制度の検証がなされることが必要である。裁判員経験者から、体験に基づく意見や感想を直接聞く機会を設けることは、制度を検証する上で有用であることはもちろん、上述のとおり裁判員を経験して得た知見を社会で共有し活かしたいという市民の要請とも合致するところである。

裁判員裁判についての経験や知識を市民の中に蓄積していくためには、多くの裁判員経験者が、意見を交換することが有効な方法である。裁判員経験者が自由に経験や感想を述べ、意見を交換することが可能になれば、裁判員制度に関する市民の智慧が蓄積され、裁判員裁判が市民の中に浸透することに役立ち、裁判員制度によって期待されている、「司法に対する国民の理解と信頼の深まり」にも貢献すると考えられる。裁判所は、市民や団体に対して、このような機会を定期的を開催することができるよう、裁判員候補者に同機会が存在することを告知するなどの方法



## 2015年度提言

により、後援を行うべきである。

以上